

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 17 号 令和 6 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 1 款 議会費 2 款 総務費	全部 1 項 総務管理費	3 目24節社会福祉基金積立金、こどもの国建設基金積立金、公会堂事業基金積立金、健康づくり推進基金積立金、肉用牛特別導入事業基金積立金、スポーツ振興基金積立金、都市緑化基金積立金、屋内スケート場事業基金積立金、貿易振興基金積立金、美術館事業基金積立金、こども未来基金積立金、森林環境整備基金積立金、産業立地振興基金積立金、5 目1 節、2 節、3 節、8 節、10 節、12 節、17 節、6 目、9 目、13 目を除く
	2 項 徴税費	
	4 項 選挙費	
	6 項 監査委員費	
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目18節八戸圏域水道企業団負担金、14 目18 節
5 款 労働費	1 項 労働諸費	1 目
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	10 目～12 目
7 款 商工費	1 項 商工費	3 目、8 目
8 款 土木費	4 項 都市計画費	10 目
9 款 消防費	1 項 消防費	3 目を除く
10 款 教育費	1 項 教育総務費	
	4 項 幼稚園費	
	5 項 社会教育費	1 目7 節、12 節、13 節、3 目10 節、22 節、8 目、12 目、14 目、15 目、17 目、18 目を除く
	6 項 保健体育費	1 目3 節、8 節、2 目、3 目を除く
13 款 諸支出金	全部	
第 2 条 繰越明許費中		
2 款 総務費	全部	
10 款 教育費	2 項 小学校費	
	5 項 社会教育費	

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 4 条地方債の補正

議案第 24 号 令和 6 年度八戸市学校給食特別会計補正予算

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について

八戸市非常勤消防団等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を改定するとともに、その他規定の整備をするためのものである。

2 改正の内容

- (1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

- (2) 補償基礎額表 (単位：円)

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)

備考：() 内は現行の補償基礎額

- (3) 扶養に係る補償基礎額の加算額 (単位：円)

政令における号	第1号	第2号
扶養親族区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、 事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3月31 日までの間にある子
加算額	100 (217)	383 (333)

備考：() 内は現行の補償基礎額

- (4) 条例第5条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日